

【第3号議案】

四国健康支援食品普及促進協議会

令和3年度末剰余金の処分（案）

四国健康支援食品普及促進協議会の令和3年度末の剰余金 190,760円から、令和4年4月・5月における本協議会の運営上最低限必要な額 20,000円を差し引いた額 170,760円については、四国健康支援食品普及促進協議会規約第10条の規定により、一般財団法人四国産業・技術振興センターに対し、同センターが負担した費用の一部として納付いたしたい。

以上